

下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて

平成20年11月10日
20江総経第1795号
平成23年3月30日
改正23江総契第3259号
平成30年5月1日
改正30江総契第861号
令和2年11月4日
改正2江総契第1944号
令和3年12月15日
改正3江総契第2185号

第一 債権譲渡の承諾に係る方針

1 目的

下請セーフティネット債務保証事業（工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度をいう。）（以下「保証事業」という。）は、平成11年1月28日付建設省経振発第8号通達（以下「建設経済局長通達」という。）及び財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）業務方法書（昭和50年10月1日認可 建設省東計振発第367号）等の規定に基づき、公共工事を受注した元請企業が、発注者の承諾を得て組合等と債権譲渡契約を締結し、組合等に工事代金債権を譲渡することにより、当該譲渡債権を担保に転貸融資を受け、円滑な資金繰りによる下請企業への工事代金の支払い、更に適正な履行の確保に寄与することを目的とする融資制度である。

この制度を受け、江東区（以下「区」という。）と工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結する元請企業が当保証事業を利用して組合等から転貸融資を受けるため、施工中の工事に係る債権譲渡申請を区に対して行った場合に、区が請負契約に係る標準契約書（以下「工事請負契約書」という。）第5条第1項ただし書きに基づき承諾する場合に必要な事項をこの取扱いにおいて定める。

2 対象工事

発注者が債権の譲渡を承諾できる対象工事は、以下の全てに該当するものとする。

(1) 請負金額が1,000万円以上の建設工事であること。

なお、契約変更により当該請負契約の請負金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の請負金額が1,000万円以上であること。

(2) 対象工事の進捗率が全体の概ね50%以上であること。

(3) 債権譲渡の承諾に係る年度内に完了することが見込まれる工事、又は工期が複数年にわたり債権譲渡の承諾に係る年度内に完了することが見込まれる工事であること。

(4) 以下に掲げる事項に該当していないこと

① 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合

② 工事請負契約書44条各号及び45条各号に該当するため、債権譲渡を認めることが不適

当と判断される場合

- ③ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、工事請負契約書第5条第1項ただし書きを適用しない契約である場合
- ④ 履行保証を付したもののうち、区が役務保証を必要とする場合
- ⑤ 元請企業の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある場合
- ⑥ 江東区工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（平成30年9月1日30江総経第1439号）に基づく低入札価格調査の対象となった工事は対象外とする。

3 譲渡の対象となる工事代金債権の範囲

譲渡の対象となる工事代金債権は、当該請負工事が完成した場合において、区が元請企業に支払う予定の工事請負契約書32条第2項の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に相応する請負代金から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第52条第1項の既済部分の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

4 債権譲渡人及び債権譲受人

工事代金債権の譲渡人は保証事業を利用しようとする元請企業（以下「債権譲渡人」という。）とし、工事代金債権の譲受人は保証事業を行うために振興基金から債務保証承諾書（根保証用）の発行を受けた組合等（以下「債権譲受人」という。）とする。

5 譲渡することができる工事代金債権の担保の範囲

保証事業において譲渡することができる工事代金債権は、次に掲げるものに対して担保するものであり、債権譲受人が債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

- (1) 債権譲受人から債権譲渡人に対して支払う当該工事に係る貸付金
- (2) 債権譲渡人が倒産等の時における当該工事に係る下請負人等の債権

6 当該請負契約の内容について変更が生じた場合

債権譲渡承諾後に当該請負契約の内容について変更が生じ、請負金額が増減した場合の工事代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事代金債権の額に、契約変更により加え又は減じた後の額とする。

7 下請保護策

保証事業の適用にあたり、債権譲渡人及び債権譲受人が締結する債権譲渡契約証書において、債権譲渡人が倒産等の時の下請請負人等の保護策として、以下の(1)又は(2)の措置を講じるものとし、その旨記載があること。ただし、債権譲受人において(1)又は(2)の措置を講じる事務体制が整わない段階では、当分の間は、以下の(3)の措置が講じることができるものとし、その旨の記載があることとするが、この場合、債権譲受人は事務体制を整備のうえ、(1)又は(2)へ

移行を図ること。

(1) 債権譲渡人が倒産等により下請請負人等へ支払いができなくなった場合に、債権譲受人が区から受け取る工事代金債権の一定割合（当該工事の下請割合及び下請代金支払方法等を勘案して債権譲渡人と債権譲受人とで任意に定める。）を限度として、元請企業に代って下請企業に支払う方法〈定率方式〉

(2) 債権譲渡人が倒産等により下請請負人等へ支払いができなくなった場合に、債権譲受人が区から受け取る工事代金債権から債権譲渡人への融資分を精算の上、残余の部分を債権譲渡人に代わって下請企業に支払う方法〈残余方式〉

(3) 債権譲渡人が倒産等により下請請負人等へ支払いができなくなった場合に、債権譲受人が区から受け取る工事代金債権から債権譲受人への融資分を精算の上、残余の部分を債権譲受人が債権譲渡人に代って下請企業に支払うことにつき債権者間の合意が整ったとき、当該合意に従って下請企業に支払う方法〈特例方式〉

第二 債権譲渡の承諾に係る事務手続等

1 債権譲渡の承諾申請

債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行う場合は、以下のとおり申請書類を提出する。

(1) 提出する申請書類は次のとおりとする。

① 債権譲渡承諾依頼書（様式1） 3通

② 締結済の債権譲渡契約書の写し 1通

※様式は、平成14年12月18日付国官会第1812号、国地契第61号、国官技第230号、国営計第138号通達（以下「官房課長通達」という。）に定める様式3-①又は様式3-②とする。なお、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

③ 工事履行報告書 1通

※様式は、官房課長通達に定める様式1を準用することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

④ 発行日から3ヶ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通

⑤ 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等より当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通

※約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと

⑥ 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し 1通

⑦ 債権譲渡通知書 1通

※様式は、基本通達に定める様式3を準用（承諾日は記載不用）することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

⑧ 当該工事請負契約締結時の債権譲渡人の印が、使用印または代理人印（以下「使用印等」という。）である場合は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）の写し 1通

(2) 申請書類の提出先は、江東区総務部経理課（以下「経理課」という。）とし、当該工事の履行期限の2週間前までに、債権譲渡人と債権譲受人が共同して持参すること。（郵送等による提出は認めない。）

ただし、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状（様式2）を提出することにより、単独で提出することができる。

なお、3による債権譲渡承諾書（様式1）又は4による債権譲渡不承諾通知書（様式3）の交付に際し、債権譲渡人と債券譲受人のいずれかが単独で受領する場合についても委任状（様式2）を提出すること。

(3) 債権譲渡人及び債権譲受人は、経理課への書類の提出及び受理並びに工事現場への立入り等の際は、身分証明書又は建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示すること。

2 申請内容の確認

1により申請を受けた経理課は、チェックリストを使用し、以下の点について確認する。

(1) 対象工事が第一の2の条件を満たしていること。

(2) 次に掲げる事項の全てを満たす債権譲渡承諾依頼書（様式1）が提出されていること。

① 同じものが3通提出されていること。

② 本取扱いに定める様式1を使用しており、必要事項の全てが記載されていること。

③ 次の内容が工事請負契約書と一致すること。

ア 工事件名、工事場所、契約締結日、工期及び請負代金額

イ 債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名

④ 債権譲渡人が使用した印が、工事請負契約書に押印したものと同一であること。

なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認すること。

⑤ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び印影が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写しに記載されている被保証者名と一致していること。

⑥ 支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払額に誤りがなく、申請時点における債権譲渡額が、請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

⑦ J V案件の場合は、J Vの名称、J Vの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載がJ V協定書と一致していること、また、J Vの代表者が使用した印は、契約書に押印したものと同一であること。なお、この場合において、J V構成員の押印は不要である。

また、複代理人を定めている場合は、所在地、役職名、及び氏名が契約書と一致していること

（※J Vの各構成員が単独で自らの持分に相当する債権のみの譲渡は出来ず、J V構成員全員が債権全体を一括して譲渡することが条件となる。）。

(3) 締結済の債権譲渡契約証書の写しについて

① 債権譲渡契約証書第7条において、下請保護策について7の定率方式、残余方式、特例方式のいずれかを採用しているか、又それぞれの場合において次の条件を満たしているか、債権譲受人に説明を求めるとともに確認すること。

ア 下請保護策が定率方式（第一の7の(1)）による場合は、官房課長通達に定める債権譲渡契約証書様式3-①を使用し、同証書第7条の文面が同様式3-①の文例1にならって

おり、かつ下請債権の優先比率を定めていること。

イ 下請保護策が残余方式（第一の七の(2)）による場合は、官房課長通達に定める債権譲渡契約証書様式3-①を使用し、同証書第7条の文面が同様式3-①の文例2になっていること。

ウ 下請保護策が特例方式（第一の七の(3)）による場合は、官房課長通達に定める債権譲渡契約証書様式3-②を使用していること。

② 債権譲渡契約証書の債権譲渡人及び債権譲受人の記載は、それぞれ印鑑証明書により記載内容と実印を確認すること。

③ J V案件の場合は、J Vの名称、J Vの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載がJ V協定書と一致していること、また、押印した印がJ V協定書に押印したものと同一であること（※J Vの構成員全員が債権譲渡に同意していることを確認すること。）。

(4) 印鑑証明書について

発行日から3ヶ月以内の印鑑証明書（原本）が提出されていること。

(5) 工事履行報告書について

当該工事に関して、工事履行報告書により、本件工事の進捗状況が全体の概ね50%以上であることを確認する。

(6) 履行保証人の承諾書の写しについて

契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

① 承諾書の写しの内容が、通常の履行保証の内容であり、かつ適正な相手方が発行したものであることが確認できること。（役務保証特約付ではない。）

② 発注者に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。

(7) 債務保証承諾書について

振興基金が債権譲受人に対して発行した保証事業についての債務保証承諾書（根保証用）の写しが提出されていること。

(8) 債権譲渡通知書について

債権譲渡通知書が提出されており、債権譲受人の振込口座など必要事項が適正に記載されていること。

また、債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者氏名が債権譲渡承諾依頼書記載のものと一致しており、債権譲渡人が使用した印は、契約書に押印したものと同一であること。

ただし、J V案件については、債権譲渡人としてJ V代表者のみの記載で足りるものとする。

なお、債権譲渡承諾月日は記載しないものとする。

3 債権譲渡の承諾手続

経理課は、2による確認で問題がない場合は、以下のとおり手続を行う。

- (1) 速やかに債権譲渡の承諾のための決裁手続を行う。
- (2) 決裁終了後、債権譲渡承諾書（様式1）3通に発注者印及び確定日付印を押印する。その際、債権譲渡整理簿に必要事項を記載し、保管する。
- (3) 発注者印及び確定日付印を押印した債権譲渡承諾書（様式1）3通のうち、債権譲渡人と債権譲受人にそれぞれ1通ずつ交付する。
なお、残りの債権譲渡承諾書（様式1）及びその他の申請書類等については、工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。
- (4) 債権譲渡承諾書（様式1）の交付は、債権譲渡承諾依頼書（様式1）等の提出を受けた後、概ね2週間以内に行うものとする。

4 債権譲渡の不承諾

債権譲渡人が工事請負契約書44条各号及び45条各号のいずれかに該当することが判明した場合など、第一の2の要件を満たさないものと確認した場合の不承諾の手続は、以下のとおりとする。

- (1) 速やかに債権譲渡を不承諾とする決裁手続を行う。なお、債権譲渡不承諾通知書（様式3）には必ず不承諾とする理由を記入すること。
- (2) 決裁手続終了後、債権譲渡不承諾通知書（様式3）3通に発注者印を押印する。
- (3) 発注者印を押印した債権譲渡不承諾通知書（様式3）3通のうち、債権譲渡人と債権譲受人に各々1通ずつを交付し、申請書類等を返却する。残りの債権譲渡不承諾通知書（様式3）については、工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。
- (4) 債権譲渡不承諾通知書（様式3）を債権譲渡人と債権譲受人に交付する際は、不承諾の理由を説明するものとする。

5 請負代金等の請求

- (1) 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金又は部分払金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、区に対し支払を請求することができる。

なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は区に対し請負代金等の請求をすることができない。

- (2) 債権譲受人は、請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を区に対し請求するときは、工事請負代金請求書、債権譲渡承諾書（様式1）の写し等を経理課に提出するものとする。
- (3) 経理課は、当該工事請負代金請求書を、工事を主管する課（以下「工事主管課」という。）

に送付し、工事主管課は、工事代金債権の金額を確認の上、工事代金債権の支払先を、請負代金の支払手続の際に、債権譲受人が指定した口座に変更するものとする。

6 契約変更の場合の取扱

(1) 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により請負契約の請負金額が変更され、その結果、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に区に提出した承諾書の写しを提出するものとする。

(2) 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（様式4）を作成の上、経理課に持参又は郵送等の方法で提出するものとする。

(3) 工事代金債権計算書（様式4）の提出を受けた経理課は、計算書の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書（様式1）及び契約変更に伴う承諾書により確認する。

また、債権譲渡人の印と工事請負契約書の印が同一であるか確認し、誤りがない場合は受理する。

なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れる。

(4) (3)により工事代金債権計算書（様式4）を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約変更に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。

以上の処理を行った後、工事代金債権計算書（様式4）を債権譲渡承諾書（様式1）とともに工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。

7 契約解除の場合の取扱

(1) 債権譲渡を承諾した後に倒産等又はその他の理由により契約が解除された場合、経理課は第一の3により算出した額を工事代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

(2) 債権譲受人は、工事代金債権計算書（様式4）を作成の上、経理課に持参するものとし、郵送等による提出は認めない。

この場合、債権譲渡人が倒産等により、連署による工事代金債権計算書（様式4）の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

(3) 工事代金債権計算書（様式4）の提出を受けた経理課は、計算書の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書（様式1）及び契約変更に伴う承諾書等により確認し、記載に誤りがない場合は受理する。

なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れるものとする。

(4) 上記(3)により工事代金債権計算書（様式4）を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約解除に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。

以上の処理を行った後、工事代金債権計算書（様式4）を債権譲渡承諾書（様式1）とともに工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。

8 出来高の確認

- (1) 債権譲受人は、保証事業における債権譲渡契約の締結及び融資審査手続等を行う際には、譲受する工事代金債権の担保のために工事の出来高を査定するため、事前に工事出来高確認協力申出書（様式5）を持参又は郵送等により経理課に提出すること。
- (2) 債権譲受人から工事出来高確認協力申出書（様式5）の提出を受けた経理課は、工事主管課へ申出書を送付し、工事主管課は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを認めるものとする。
- (3) 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

9 融資実行の報告

- (1) 債権譲受人は、債権譲渡人に対融資を実行した場合は、実行後1週間以内に融資実行報告書（官房課長通達に定める様式5）を経理課に提出すること。
- (2) 融資実行報告書は、記載されている内容が債権譲渡承諾書と一致することを確認のうえ受理し、工事請負契約書の綴りに添付し、経理課で保管する。

10 不正行為への措置

保証事業に関し債権譲渡人及び債権譲受人から区に提出された書面について、明らかな偽造・改ざん等の不正行為が認められたとき、経理課は保証事業の監督官庁、組合等の監督行政庁及び振興基金にその事実を通報する。

11 業者選定等における留意事項

保証事業は健全な元請企業が積極的に活用ものであるもので、元請企業が債権譲渡を申請したことをもって、競争入札の業者選定等において不利益な取扱いをすることがないよう留意する。

12 その他様式類

保証事業を実施するに当たって必要な債権譲渡受人における様式類等で本基準に定めのないもの（債権譲受人の内部の処理を定めた内規、出来高確認書、債権譲渡契約証書、金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、下請負人の受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書及び債務保証承諾書等）は、保証事業の監督官庁や振興基金が定めたものを使用することとする。

また、同じく組合等における取扱いについては、当該組合等が、当該組合等の監督行政庁、保証事業の監督官庁あるいは振興基金等と協議の上、必要な手続きを経て定めることとする。

13 委任

この取扱いに定めるもののほか、債権譲渡の承諾及び支払いに関し必要な事項は、総務部長が定める。

附則

この「下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、平成20年11月10日から施行する。

附則

この「下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この「下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、平成30年5月1日から施行する。

附則

この「下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、令和2年11月4日から施行する。

附則

この「下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、令和3年12月15日から施行する。